

## 横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱(抜粋)

### (市営住宅の目的外使用)

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項に基づき、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、次に定める者に市営住宅を目的外使用させることができる。

- (1) 災害により住宅を失った者
- (2) 条例第7条第2項第9号に規定する者
- (3) 条例第7条第2項第10号に規定する者

2 目的外使用を許可する住宅は、条例第70条により返還を受けた住宅であって、条例第4条第2号の規定による公募の入居に支障がない範囲内とする。

3 目的外使用を許可する期間は、3月以内とし、その期間中の住宅使用料は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月 横浜市規則第60号）第28条第1項第4号に該当するものとして減免することができる。

4 第19条で規定する共益費は、市営住宅を目的外使用しようとする者（以下「一時使用者」という。）が負担しなければならない。

5 第3項までの期間に住宅を返還するときは、条例第70条第1項の例による。

6 第3項の期限までに住宅の返還が困難であると認められる場合は、3月以内に限り延長することができる。ただし、第1項第2号及び第3号に定める者については、一時入居日から起算して1年以内とする。この場合の使用料は第3項に同じとする。

7 前6項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合はこれに限らない。

### (災害による市営住宅の目的外使用の要件)

第30条 前条第1項第1号に定める一時使用者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市内において災害により住宅を失った者で、被災してから原則として1月以内の者であること。ただし、故意又は重過失により住宅を失った者を除く。
- (2) 被災した住宅が半焼又は半壊以上（住家の損害した部分の面積が被災前の建物の延床面積の20%以上）のものであること。
- (3) 本市内に居住していることが住民票等により確認できること。

2 前項に該当する一時使用者は、市営住宅一時使用許可申請書（災害）（第38号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
- (2) 災証明書